

カリフォルニア州刑事規則（仮訳）

第1054条（目的）

本章の規定は以下の目的を達成するように解釈されるものとする。

- (a) 時宜にかなった公判前の証拠開示を要求することにより，真実の解明を促進すること。
- (b) 裁判所による強制が要請される前に当事者間の非公式な証拠開示が行われることを要求し，これによって裁判に要する時間を短縮すること。
- (c) 公判に要する時間を短縮し，頻繁な中断及び延期の必要を回避すること。
- (d) 被害者及び証人を，危険，嫌がらせ及び手続の不当な遅延から保護すること。
- (e) 本章の規定，若しくは他の明示された制定法上の規定で定められている場合，又は合衆国憲法により義務付けられている場合を除いては，刑事裁判において証拠開示が行われないことを規定すること。

第1054.1条（検察官；被告人への資料の開示）

検察官は，以下に列挙する資料及び情報を所持し，又はそれらを捜査機関が所持していると認識しているときは，被告人又はその弁護人に対してそれらのすべてを開示するものとする。

- (a) 検察官が公判に証人として召喚する予定の者の名前及び住所。
- (b) 被告人全員の供述書。
- (c) 訴追に係る犯罪の捜査の過程で差し押えられ又は獲得された，関連性のある実物証拠すべて。
- (d) その信用性が公判の結果に重大な影響を及ぼすと思われる重要な証人の，重罪前科の存在。
- (e) 免責的証拠すべて。
- (f) 検察官が公判において証拠として提出することを予定している身体的若しくは精神的検査，科学的試験，実験若しくは比較調査の結

果や、当該事件に関連して専門家が作成した報告書若しくは行った供述を含め、検察官が公判への召喚を予定している証人の書面化され若しくは記録された供述又はその供述の報告書で、関連性を有するもの。

第1054.2条(被害者又は証人の住所又は電話番号の開示；禁止；例外)

(a)(1) 本項(2)で規定する場合を除き、弁護人は、第1054.1条(a)

項に従って弁護人に開示された被害者若しくは証人の住所又は電話番号を、被告人、被告人の家族、又は他の者に開示し又は開示を許してはならない。ただし、ヒアリングにおいて正当な理由が示された後に、裁判所が明示的に許可した場合はその限りでない。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、弁護人は、被告人側の立証準備に必要な場合には、その準備を補助するために弁護人に雇用された者又は裁判所により指定された者に対し、被害者若しくは証人の住所又は電話番号を開示し、又は開示を許すことができる。弁護人は、この情報を伝えた者に対し、本条に定める場合を除いて、その情報を更に他人に伝達することが禁じられていることを告げなければならない。

(3) 弁護人、弁護人に雇用された者、又は裁判所により指定された者による、故意による本項の違反は軽罪とする。

(b) 被告人本人が弁護人として活動する場合は、裁判所は、正当理由の主張立証があると認める場合を除き、消費者問題担当当局から免許を受け、かつ、裁判所により任命された民間調査員を通じての接触のみを認め、又は、その他の合理的な制限を課すことによって、被害者又は証人の住所及び電話番号の保護に努めなければならない。

第1054.3条 (弁護人；検察側への情報開示)

被告人及びその弁護人は以下を検察官に開示するものとする。

(a) 被告人自身を除き、被告人が公判に召喚する予定の証人の名前及び住所、並びに被告人が公判に提出する予定の身体的若しくは精神

的検査，科学的試験，実験若しくは比較調査の結果や，当該事件に関連して専門家が作成した報告書若しくは行った供述を含め，当該証人の書面化され若しくは記録された供述又はその供述の報告書で，関連性を有するもの。

- (b) 被告人が公判において証拠として提出することを予定している実物証拠すべて。

第1054.4条（非証言証拠）

本章のいかなる規定も，本条施行の日において適法であった法執行機関又は訴追機関の非証言証拠の獲得を制限するものと解釈されてはならない。

第1054.5条（刑事裁判；開示命令；非公式の要請；証人の証言；禁止）

- (a) 本章に定める場合を除いては，刑事裁判において開示命令は発せられないものとする。本章は，被告人が，検察官，被告人に対する事件を捜査し若しくは立証を準備した法執行機関，又は検察官若しくは法執行機関がその職務の遂行にあたってその補助を受けるために雇用した他の者若しくは団体に対し，情報の開示又は提出を強制できる唯一の手段である。
- (b) 当事者は，本章が要請する証拠開示の強制を裁判所に求める前に，相手方にその欲する資料及び情報の開示を非公式に要求しなければならない。相手方が15日以内に要求された資料及び情報を提出しないときは，当該当事者は裁判所の命令を求めることができる。相手方当事者が第1054.1条又は第1054.3条に従わず，かつ，申立てを行った当事者が本項に規定する非公式な開示手続に従っていることの主張立証があった場合，裁判所は，本章の規定を実施するために必要な命令を発することができる。命令には，即時開示，法廷侮辱の手続，証人の証言若しくは実物証拠の提出の禁止若しくは延期，当該審理の延期続行，又はその他の適法な命令が含まれるが，これらに限定されるものではない。加えて，裁判所は，開示の不履行又は拒絶及び時機に後れた開示について，

陪審に通知することができる。

- (c) 裁判所は、他の制裁手段を尽くした場合に限り、(b)項に従って証人の証言を禁止することができる。裁判所は、合衆国憲法により要請されない限り、(b)項に従って公訴を棄却してはならない。

第1054.6条(ワーク・プロダクト特権)

被告人及び検察官は、民事手続規則第2018条(c)項で定義されているワーク・プロダクトに当たり、明示の制定法の条文に従い特権が与えられ、又は合衆国憲法の規定により特権が与えられている資料又は情報の開示を要求されない。

第1054.7条(情報の開示；時間制限)

本章により要求されている証拠開示は、開示が否定され、制限され又は延期されるべき正当な理由が主張立証されない限り、少なくとも公判開始の30日前までに行われるものとする。公判開始の30日前以降に当事者が資料及び情報の存在を知り又は所持するに至った場合には、開示が否定され、制限され又は延期されるべき正当な理由が主張立証されない限り、直ちに開示が行われるものとする。「正当な理由」とは、被害者若しくは証人の安全に対する脅迫若しくは危険の可能性、証拠の消失若しくは破壊の可能性、又は法執行機関による他の捜査を損なう可能性に限定される。

裁判所は、当事者の請求により、証拠開示の否定又は制限に関する正当な理由の主張立証の全部又は一部がイン・カメラで行われることを許可することができる。その手続においては逐語的な記録が取られるものとする。裁判所がイン・カメラでの主張立証に続いて救済を与える命令をした場合、主張立証の記録はすべて封印されて裁判所の記録中に保存され、上訴又は誤審令状の場合に控訴審が利用するものとする。事実審裁判所は、裁量により公判及び有罪宣告の後に封印した資料を開封することができる。

第1054.8条(被告人により名前が開示されている被害者又は証人；インタビューに先立ち義務づけられる身分証明)

- (a) 検察官，弁護士，又はその両者の調査員は，第1054.1条又は第1054.3条に従い相手側当事者が名前を開示した被害者又は証人に対し，インタビューし，質問し又は話をするときは，まず最初に自分の名を名乗り，雇用主の正式名称を明らかにし，検察若しくは被告人を代表し又はそれらに雇用されているか否かを明らかにしなければならない。インタビューを自ら行うときは，当事者は，インタビュー又は質問を開始する前に，被害者又は証人に対し，名刺，記章又はその他の公的な身分証明を示さなければならない。
- (b) 本条の違反があったことが主張立証されたときは，裁判所は，第1054.5条により認められる命令を発することができる。